

平成31年(フ)第2840号

## 決 定

東京都港区三田1丁目4番28号

債務者(破産者) seven dreamers laboratories  
ies株式会社

代表者代表取締役 阪根 信一

## 主 文

債務者seven dreamers laboratories株式会社について破産手続を開始する。

## 理 由

一件記録によれば、債務者が支払不能の状態にあることが認められる。  
よって、主文のとおり決定する。  
なお、この決定に併せて、下記のとおり定める。

### 記

- 1 破産管財人 東京都港区虎ノ門1丁目15番12号 日本ガス協会ビル  
5階 虎ノ門南法律事務所  
弁護士 上沼 紫野
- 2 債権届出期間 令和元年5月28日まで
- 3 財産状況報告集会・計算報告集会・破産手続廃止に関する意見聴取のための集  
会の各期日 令和元年7月29日午後1時30分
- 4 債権調査期日 令和元年7月29日午後1時30分

平成31年4月23日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

裁 判 官 稲 田 康 史

これは正本である。

平成31年4月23日

東京地方裁判所民事第20部

裁判所書記官 西 元

希

